



ひとり親家庭への支援

「夢すくすくねっと」

くわしくはこちらから



ひとり親家庭等を対象とする手当など

児童扶養手当

母子・父子家庭、父又は母に重度の障害がある家庭等に支給されます。

支給金額(令和7年4月1日現在)

支給月額	▶ 全部支給	46,690円
	▶ 一部支給	46,680円～11,010円

▶ 2人目以降 11,030円～5,520円加算

支給月 5、7、9、11、1、3月

※高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育されている方は児童手当も併給できません。(P34参照)

利用する上で必要なこと

- ▶ 所得制限があります。
- ▶ 申請の翌月分から支給されます。
- ▶ 対象児童が施設入所の場合は支給されません。
- ▶ 公的年金を受けている人は年金等の月額が手当額より低い場合に差額が支給されます。

市民福祉手当(遺児等修学手当)

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住するひとり親家庭等で、義務教育期間中の児童を養育している方に支給されます。

支給金額

年額 24,000円

利用する上で必要なこと

- ▶ 当年度分に限り申請できません。
- ▶ 対象児童が施設入所の場合は支給されません。

愛の福祉基金

篤志家からの寄付金を基金に積み立て、その運用利息等で、ひとり親家庭等の新中学1年生にお祝いの図書カードを贈呈しています。

※対象者には市役所からのお知らせの文書を交付しています。

ひとり親家庭等への医療費の助成

母子・父子家庭等医療費助成

母子家庭や父子家庭等の方々に対し、保険診療による一部負担金の額を助成します。

利用する上で必要なこと

助成を受けるには受給資格の申請が必要です。市の窓口で手続きをおこない、受給者証の交付を受けてください。受給資格の認定月以後の医療費が助成対象です。

対象者

母子・父子家庭の児童とその親、父母がいない児童等

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、又は20歳未満で心身におおむね中度以上の障害がある方。

※所得制限があります。

担当課 ▶▶ こども福祉課

問い合わせ先 ▶▶ こども福祉課、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課
P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

**ひとり親家庭等を対象とする就業支援****自立支援教育訓練給付金**

職業能力の開発のための講座を受講するひとり親家庭に対して、修了後に給付金が支給されます。

支給金額

- ▶ 受講料の60%相当額
- ※ 上限20万円(専門実践教育訓練給付の対象となる講座は修学年数×40万円、最大160万円)、1万2千円以下は支給しません。
- ▶ 専門実践教育訓練講座の受講修了後1年以内に資格取得し就職等した場合、受講料の85%相当額(修学年数×60万円、最大240万円)

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

利用する上で必要なこと

- ▶ 母子家庭の母または父子家庭の父であること
- ▶ 自立を図るための活動を行うこと(母子・父子自立支援プログラムの策定等)
- ▶ 雇用保険法による教育訓練給付の受給要件を有している場合は、差額を支給します。
- ▶ 事前に市の指定を受ける必要があります。

就業支援講習会

ひとり親家庭等の自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会を実施します。

講習種目

- 医療事務講座など
- ※ 講習種目は変更することがあります。

利用する上で必要なこと

- ▶ 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦であること
- ▶ 講習種目、実施時期、申込方法等は「市民のひろば」などでお知らせします。

担当課 ▶▶ こども福祉課 ☎216-1260

問い合わせ先 ▶▶ こども福祉課、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

高等職業訓練促進給付金

就業に有利な資格取得のための養成訓練を受けるひとり親家庭に対して、給付金が支給されます。

支給金額(月額)

- ▶ 100,000円(市民税非課税世帯)
- ▶ 70,500円(市民税課税世帯)

対象講座

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など

利用する上で必要なこと

- ▶ 母子家庭の母または父子家庭の父であること
- ▶ 児童扶養手当が受給できる所得水準であること(所得水準を超えた場合でもその後1年間は対象)
- ▶ 資格を取得するため6月以上の課程を受講すること
- ▶ 就業又は育児と受講の両立に支障が生じていると認められること

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受ける場合、受講費用の一部が支給されます。

支給金額

- ▶ 受講開始時 受講費用の4割
- ▶ 受講修了時 受講費用の1割
- ▶ 認定試験合格者は合格後に1割を支給
- ※ 支給には上限があります。

利用する上で必要なこと

- ▶ ひとり親家庭の親またはその児童(20歳未満)
- ▶ 自立を図るための活動を行うこと(母子・父子自立支援プログラムの策定等)
- ▶ 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること
- ▶ 事前に市の指定を受ける必要があります。

ひとり親家庭等を対象とする貸付制度

母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭の経済的自立と、その扶養している児童の福祉を増進することを目的とした貸付制度です。

相談から申請までに必要書類の準備等で期間を要することがあり、また、申請受付後から審査会を経て貸付の可否決定までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

主な貸付金の種類等

種類	対象経費	利率 (※は保証人なしの場合1.0%)
修学	児童が高等学校、大学、大学院等で修学するのに必要な授業料、書籍代、通学費等に要する費用	無利子
就学支度	児童が小学校、中学校、高等学校、大学等に就学する際に必要な被服、履物等の購入に要する費用	無利子
技能習得	ひとり親家庭の父母が、就職等に必要な知識技能を習得するために必要な授業料等に要する費用	無利子※
生活	ひとり親家庭の父母が知識技能を習得している間や医療介護を受けている間、またはひとり親家庭の父母となって7年未満や失業中のため生活を安定するために要する費用	無利子※
転宅	住居の移転に要する費用	無利子※

上記の他にも貸付金の種類がありますので、詳しくは下記までご相談ください。

養育費確保に向けた支援

公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の母または父が、子どもの養育費にかかる債務名義取得にかかった経費を助成します。

弁護士費用補助金

弁護士に依頼して、子どもの養育費請求にかかる強制執行申立てを行う場合の弁護士費用を助成します。

担当課 >> こども福祉課 ☎216-1260

問い合わせ先 >> こども福祉課家庭福祉係、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課 P97～98の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

ひとり親家庭等の生活支援事業等について

鹿児島市母子寡婦福祉会への本市の委託事業等

ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定、向上を図るために、下記の事業を実施しています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業(鹿児島市母子寡婦福祉会へ委託)

病気や出張等で一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭等生活支援講習会事業(鹿児島市母子寡婦福祉会へ委託)

育児や健康づくり等に関する様々な講習会を行っています。

母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業(鹿児島市母子寡婦福祉会へ原資を貸付け)

日常生活において緊急一時的に必要な小口資金の貸付けを行っています。

※制度を利用する際には鹿児島市母子寡婦福祉会へ直接お問い合わせください。

鹿児島市母子寡婦福祉会について

ひとり親家庭等の方々がお互いを助け合い、励まし合うための団体であり、日頃抱えている不安や悩みを相談・共有できるような仲間づくりの場でもあります。

また、ひとり親家庭等の福祉の向上を目的とし、市からの委託事業のほか運動会やクリスマス会などの様々な行事等を行っています。

「夢すくすくねっと」

 [くわしくはこちらから](#)



施設概要

開館時間 9:00～16:30

休館日 毎週日・月曜日及び祝日・年末年始

入会方法 入会を希望される方は、鹿児島市母子寡婦福祉会に直接申し込んでください。

年会費 1,000円

問い合わせ先 >> 鹿児島市母子寡婦福祉会 ☎223-4951 柳町3-22 柳町福祉館3階

中高生国際交流派遣支援事業

鹿児島市国際交流課が実施する「青少年の翼事業」、「青少年東南アジア派遣事業」における自己負担分の経費を助成します。

対象世帯

ひとり親世帯(児童扶養手当等受給世帯)、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の中学生・高校生

補助対象経費

渡航費用などの20%程度(上限20万円)



ひとり親家庭への支援